

平成22年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成22年12月2日(木) 金沢市役所 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 鴨野 幸雄(金沢大学名誉教授) 委員 春成 保(公認会計士) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授)		
次第	1 開会 2 審議 ① 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成22年度発注工事について (2)発注工事に係る平均落札率について (3)工事成績評定について (4)入札参加資格停止等の運用状況について (5)談合情報への対応状況について ② 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成22年度発注業務について (2)委託業務に係る平均落札率について (3)業務成績評定について ③ 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯 ④ その他 3 閉会		
審査対象期間	平成22年7月1日～平成22年9月30日		
抽出案件	9件		
工事	制約付き一般競争入札	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 柳瀬川1号雨水幹線築造工事(補助)及び(単独) ・野町2丁目地内ガス管及び配水管改良工事並びに下水道管渠移設工事 ・新辰巳発電所主要変圧器取替工事 ・下水道管渠改築被膜工事及び修繕被膜工事(1工区)～(6工区)
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・上山町農地(2001)及び道路(2002)並びに水路(2003)災害復旧工事その2
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢駅東広場大屋根清掃ロボット修繕工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎耐震補強工事(建築工事)基本設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・お堀通り(裁判所前)電線共同溝予備設計及び道路詳細設計業務委託
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・重要有形民俗文化財旧園田家住宅移築修理工事実施設計等業務委託
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	平成22年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 金沢市総務局監理課
 電話:076-220-2101

別紙

総 括	
意 見 ・ 質 問	回 答
<p>各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 談合情報は少ないものの、引き続き厳格な対応を行うこと。 2. 地域経済の活性化という公共事業の役割を鑑み、低価格競争による落札が多いことについて、より詳細な調査が必要である。 <p>なお、意見の詳細は次のとおり。</p>	
<p>1 工事に係る入札・契約手続きの運用状況について</p> <p>○ 市発注の案件について、低価格受注により受注者や下請業者の倒産等の問題は出ていないか。また、下請業者を選定する場合には、市内の業者が優先されているのか。</p> <p>○ 平成22年度の業務成績評点が平成21年度と比べ、平均が下がった理由として、技術を使う業務が少なく技術力の評価が低くなったとの説明があったが、技術力を使わない業務の技術評価とはいかがなものか。相対評価で行うような工夫をすべきではないか。</p> <p>○ 小立野小学校の関連工事における談合情報はどのような内容であったのか。また、どのように対応したのか。</p> <p>○ 前年度と比較して、建築コンサルタントの落札率は低いが、その理由は何か。</p> <p>○ 調査基準価格を下回っている案件が多いが、どのような要因を持つ業者が落札しているのか。</p> <p>○ 予定価格を事前公表することによって、最低制限価格等の積算を容易にし、その結果受注競争を激化させているのではないか。</p> <p>○ 公共事業に依存している企業も多いと聞いているが、各企業の売り上げに対する公共事業の割合を把握するための調査を行っているか。</p>	<p>・ 建設業界全体の倒産件数等は把握していないが、市契約に関係する業者の倒産はない。 下請業者の選定については、工事契約約款に記載のとおり、可能な限り市内業者の優先使用を奨励しているが、専門工事などについては市外業者の選定もやむを得ない場合もあると考えている。</p> <p>・ 技術力だけで評価しているのではなく、軽微な部分でも創意工夫ができれば、評価となる。しかし簡易な業務では、提案がされないため、評価につながらない。 現在、大型案件も小型案件も一律の基準で評価している。本市発注案件において、創意工夫の余地のある案件と、余地の少ない案件があり、現在の評価方法では評価に差が生じることは避けられない。評価も個別に行う必要があり、今後の課題としたい。</p> <p>・ 今回は、落札業者が決まっているという内容であり、対象工事と落札業者名を一部明示されていたが、落札金額の明示はなかった。 通常談合情報があった場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、調査が必要な談合情報に該当するか判断している。 今回の情報はこのマニュアルでは談合情報に該当しないが、当該案件が高額であったこと及び報道機関への情報提供もあったことから、慎重を期して調査を行ったものである。</p> <p>・ 構造計算を伴うものなどの業務は比較的落札率が高く、本年度はこの業務が少なかったことが前年度と比較し落札率を低くした要因の一つと考えている。</p> <p>・ 調査基準価格を下回った業者には、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の各失格基準額を下回っていないか調査を行うが、その失格基準額を正確に算定できる積算能力の高い業者が落札している。</p> <p>・ 予定価格の事前公表により、適正な入札金額での価格競争に役立っていると考えており、予定価格の事前公表と低価格競争の直接的な因果関係はないと分析している。</p> <p>・ 毎年、入札参加業者は経営事項審査を行っている。その中で、完成工事高は把握できるが、公共事業の金額は確認していない。しかし、一般的に土木工事業者は公共事業に偏り、公共事業の占める割合は高いと考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>2 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯</p> <p>平成22年度 柳瀬川1号雨水幹線築造工事（補助）及び（単独）</p> <p>○ 入札金額の低い業者が落札できなかった理由は何か。</p> <p>野町2丁目地内ガス管及び配水管改良工事並びに下水道管渠移設工事</p> <p>○ 入札参加業者が少ない理由は何か。</p> <p>新辰巳発電所主要変圧器取替工事</p> <p>○ 予想参加業者が、東京など県外所在地となっているが、県内や市内業者では出来なかったのか。</p> <p>下水道管渠改築被膜工事及び修繕被膜工事（1工区）～（6工区）</p> <p>○ 今後、下水道管渠の改築は、長く継続されると思うが、入札参加可能業者が少数であるのはいかかなものか。今後の中長期の発注予定などを積極的に公表してほしい。</p> <p>上山町農地（2001）及び道路（2002）並びに（2003）災害復旧工事その2</p> <p>○ 工事請負業者が倒産した場合、その後の発注についてはマニュアル化されているのか。</p> <p>金沢駅東広場大屋根ロボット修繕工事</p> <p>○ 経年劣化による修繕であるか。劣化が早くないか。5年経過していないのではないか。</p>	<p>・ 本案件は総合評価方式で実施しており、落札業者は各技術評価において加点されたことにより、技術評価点が高得点となったためである。</p> <p>・ 工事箇所が、野町広小路の交差点という交通量が多い場所であり、施工条件が悪いということに加えて、比較的安価な工事であったため、参加業者が少なかったと考えられる。</p> <p>・ 発電設備取替工事であることから特殊性が高く、地元業者では、施工が難しいものとする。</p> <p>・ 今後、下水道管渠被膜工事は継続して行う。しかし、施工には特殊な資格が必要であることから、入札参加可能業者は限られている。入札参加可能業者が増加し、競争性を確保するよう努めたい。</p> <p>・ 倒産などの場合について、特にマニュアルはないが、通常は、工事契約の解除を行い、出来高の清算後、残工事を発注している。倒産の状況によって対応が異なる部分もあるため、個別に対応している。</p> <p>・ ローラ部分の劣化修繕である。ローラ部分は耐用期間は5年程度であり、想定の間以内での経年劣化による修繕である。</p>

意見・質問	回答
<p>本庁舎耐震補強工事（建築工事）基本設計業務委託</p> <p>○ 景観に配慮した設計とあるが、この部分は入札にどのように反映させているのか。</p> <p>○ 入札参加業者が1社の理由は何か。</p>	<p>・ 入札参加要件に景観に関連する内容は無い。景観の配慮については、受注業者や景観審議会と協議しながら進める。</p> <p>・ 庁舎使用を継続しながらの耐震補強工事となることから、作業手順の検討が重要である。他社はこのことを嫌い、入札に参加しなかったと考える。落札業者は、市庁舎設計の実績があるため参加したものと考えられる。</p>
<p>お堀通り（裁判所前）電線共同溝予備設計及び道路詳細設計業務委託</p> <p>○ 通常、最低制限価格と応札額は一致するのか。</p>	<p>・ 工事の最低制限価格は設計内訳の4経費に基づき、算出されることから一致することはほとんどない。一方、委託の最低制限価格は予定価格(未公表)の3分の2である。落札業者の受注意欲が高かったことから、安価な応札となった結果、偶然一致したのではないかと考えている。</p>
<p>重要有形民俗文化財旧園田家住宅移築修理工事実施設計等業務委託</p> <p>○ 地元の職人や企業を下請で選定することは難しいか。解体調査等も地元の職人や企業を下請に出来ないのか。</p>	<p>・ 本業務は委託業務であり、どの程度の下請となるかは不明である。工事においては、契約約款で市内業者の優先選定を記載しており、本業務においても、技術者を職人大学校から選定できればと考えている。</p>